社会福祉法人見附福祉会　役員等報酬規程

制定　平成２９年　４月　１日　規程　第　２号
制定　令和　３年　７月　１日　規程　第１６号
制定　令和　５年　４月　１日　規程　第　１号

社会福祉法人見附福祉会　役員等報酬規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人見附福祉会（以下「法人」という。）定款第８条及び、定款第２１条の規定に基づき、役員等の報酬、費用弁償及び旅費について定めるものとする。

２　この規程に定める事項以外の事項については、法令及び定款あるいは評議員会の承認を受けて行う。

（定義等）

第２条　この規程において役員とは、理事、監事をいう。

２　この規程において役員等とは、役員、評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第三者委員をいう。

３　この規程において常勤役員とは、理事長、専務理事をいう。

４　この規程において非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。

（報酬等の支給）

第３条　役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

（１）　役員については、報酬及び退職報奨金を支給する。また、決算において相応の最終利益が計上される見込みがある場合について、決算賞与を支給することができる。

（２）　役員以外の役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職報奨金は支給しない。

２　役員に対する退職報奨金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に弔慰金として支払うものとする。

（理事会及び評議員会への出席報酬等）

第４条　非常勤役員が、理事会、評議員会または第三者委員会に出席したときは、別表１により報酬及び費用弁償を支給する。

２　評議員が、評議員会に出席したときは、別表１により報酬及び費用弁償を支給する。

（役員及び評議員の業務報酬等）

第５条　役員に対する報酬及び費用弁償は別表２に定める額とする。

２　役員に対する決算賞与は、職員に配分する決算賞与総額の１割程度の範囲内で支給する。

３　役員に対する退職報奨金は、別表３に定める額とする。
４　非常勤役員が、理事長の命を受けて法人の運営業務に従事したときは、別表１により報酬及び費用弁償を支給する。
５　監事が、法人の指導監査への立会、運営状況の指導若しくは監査業務、入札の立会等法人の運営業務に従事したときは、別表１により報酬及び費用弁償を支給する。
６　評議員が、入札の立会等法人の運営業務に従事したときは、別表１により報酬及び費用弁償を支給する。

（苦情解決第三者委員の報酬等）
第６条　苦情解決第三者委員が、第三者委員会に出席したときは、別表１により報酬及び費用弁償を支給する。
２　苦情解決第三者委員が、法人に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表１により報酬及び費用弁償を支給する。

（出張旅費等）
第７条　非常勤役員及び評議員が法人の運営業務のため、または苦情解決第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表１により報酬を支給する。
２　社会福祉法人見附福祉会旅費規程は、役員、評議員及び苦情解決第三者委員に準用する。

（重複支給の防止）
第８条　役員が同一日に開催される理事会及び、評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び費用弁償は支給しない。
２　施設長等の施設職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

（報酬等の支給方法）
第９条　常勤役員に対する報酬の支給時期は、毎月２１日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日または休日にあたるときは、給与規程第３条に準じた日とする。
２　前項に定める以外の役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。ただし、年額で定めているものにあっては３月に支給する。
３　報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬等の日割り計算）
第１０条　新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
２　常勤役員等が退任し、または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

３　月の中途における就任、退任、または解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
４　本条第２項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。
５　役員が任期中途における就任、または退任した場合の退職報奨金について、その在任期間が１年未満の場合、端数は月割とする。ただし、１か月未満の端数はこれを１か月に繰り上げる。

（端数の処理）
第１１条　この規程により、計算金額に１円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
（１）　５０銭未満の端数についてはこれを切り捨てる。
（２）　５０銭以上１円未満の端数については、これを１円に繰り上げる。

（非常勤期間）
第１２条　常勤役員の非常勤期間について、原則として退職報奨金算出の際の役員在任年数から除く。ただし、特別の場合は評議員会で別に定めることができる。

（公表）
第１３条　当法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）
第１４条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、定めることができる。

（改廃）
第１５条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附　則
１．この規程は、平成２９年４月１日から施行する。
２．従前の社会福祉法人見附福祉会役員の報酬並びに費用弁償の支給に関する規程（昭和５５年５月１日　規程第１号）は廃止する。

附　則
（施行期日）

この規程は、令和３年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

この規程は、令和５年４月１日から施行する。

別表１

名　称	報　酬	費用弁償
非常勤役員	日額　６，０００円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は１ｋｍにつき２０円。
評議員	日額　６，０００円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は１ｋｍにつき２０円。
評議員選任・解任委員	日額　６，０００円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は１ｋｍにつき２０円。
苦情解決第三者委員	日額　６，０００円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は１ｋｍにつき２０円。

別表２

名　称	報　酬	費用弁償
理事長	月額　３５０，０００円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は１ｋｍにつき２０円。
専務理事	月額　４４５，０００円	交通費実費額。ただし、自家用車の場合は１ｋｍにつき２０円。
非常勤役員	年額　２０，０００円	

別表３

名称	退職報奨金
常勤役員	月額報酬に在任年数を乗ずる。
非常勤役員	１０，０００円に在任年数を乗ずる。